

1 瀬戸内海の概況

1.1 概況

世界に比類のない多島美を誇る瀬戸内海は温暖小雨の気候と豊かな自然に恵まれ、古くから多くの人々がその恵みを享受してきた。瀬戸内海は我が国の最大の内海として、本州、四国および九州によって囲まれており、700 有余に及ぶ島々と、7,230km にも及ぶ長い海岸線を有している。東西およそ 450km、南北 15～55km、面積 23,203km²、平均水深 38.0m、容積 8,815 億m³とされている。大小多くの瀬戸、湾や岩礁を含み、東は紀伊水道、西は豊後水道および関門海峡によって太平洋、日本海に連なる自然環境豊かな地域である。

瀬戸内海という呼び方が一般的になったのは、明治 4、5 年の頃からと推定されている。

わが国の代表的な閉鎖性海域である瀬戸内海（大阪湾）、東京湾、伊勢湾の基礎的諸元を表 1-1 に、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域を図 1-1 に、瀬戸内海にある個別の海域の諸元を表 1-2 に示す。また、瀬戸内海の特徴である「島嶼」については、表 1-3 に示す。

自然環境保全基礎調査による湾・灘区分を図 1-2 に、広域総合水質調査による湾・灘区分を図 1-3 に示す。

表 1-1 3大湾の基礎的諸元

項目	瀬戸内海	大阪湾	東京湾	伊勢湾
水面面積(km ²)	23,203	1,447	1,380	2,130
平均水深(m)	38	30	45	17
容積(億m ³)	8,815	440	621	394
流域人口(百万人)	30	13	26	10

注) 瀬戸内海は瀬戸内海環境保全特別措置法及び同法施行令で次のように定めている。

- 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線
- 二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線
- 三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線
- 四 二に掲げる直線、愛媛県高茂埼から大分県鶴見埼に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面
- 五 三に掲げる直線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬埼に至る直線、同埼から福岡県妙見埼灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面

出典：「かけがえのない東京湾を次世代に引き継ぐために」（環境庁水質保全局編）

「東京湾－100 年の環境変遷－」（小倉紀雄編）

「大阪湾環境図説」（運輸省第三港湾建設局）

1 瀬戸内海の概況



注) 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

図1-1 瀬戸内海環境保全特別措置法による対象区域

表1-2 瀬戸内海の海域諸元一覧

湾・灘名	面積(km ²)	平均水深(m)	容積(億m ³)
紀伊水道	1,938	45.8	887
大阪湾	1,447	30.4	440
播磨灘	3,426	25.9	889
備讃瀬戸	1,063	16.3	173
備後灘	773	20.3	157
燧灘	1,619	24.0	389
安芸灘	744	39.9	297
広島湾	1,043	25.8	269
伊予灘	4,009	55.7	2,232
周防灘	3,805	24.1	917
響灘	592	32.9	195
豊後水道	2,744	71.8	1,970
瀬戸内海	23,203	38.0	8,815

注) 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典：環境省調べ

表1-3 瀬戸内海の島嶼数

府県名	島嶼数 ^{注2}	主な島嶼数 ^{注4,5}	有人島 ^{注5}
兵庫県	57	15	7
和歌山県	41	1	0
岡山県	87	35	21
広島県	142	77	36
山口県	127	41	23
徳島県	24	5	2
香川県	112	56	27
愛媛県	133	60	32
福岡県	6	3	2
大分県	3	14	7
瀬戸内海域計	727	307	157
全 国	6,852	1,100	439

注) 1. 算定は以下の方法によった。

- ①関係する最大縮尺の海図陸図を用いた
- ②周囲0.1キロ以上の島とした
- ③架橋島は数え埋立陸繋島は除外した

2. 『島嶼数』については「領海法」で定義された海域における個数を示した。「領海法」で定義された瀬戸内海は「瀬戸内環境保全特別措置法」で定義された海域と比較すると、「豊後水道」が対象外である、「響灘」の範囲が狭いといった違いがみられる。
3. 島嶼数の瀬戸内海計は、複数県に所属がまたがる5島を実数カウントして内数とした。
4. 住民の居住が確認された島、季節的な移住が確認された島、また、日本の島を語る上で大切と思われる無人島
5. 『主な島嶼数』及び『有人島』については「瀬戸内環境保全特別措置法」で定義された海域における個数を示した。

出典：「日本の島ガイド シマダス」((財)日本離島センター)

1 瀬戸内海の概況

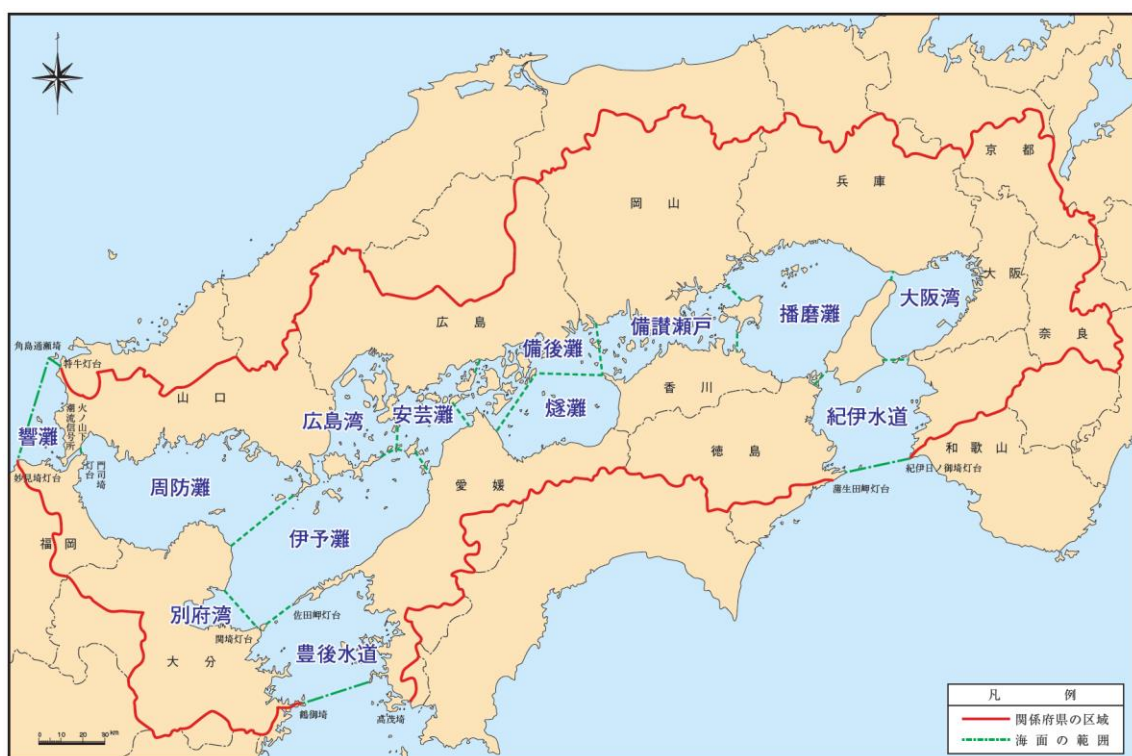


図 1-2 自然環境保全基礎調査による湾・灘区分



図 1-3 広域総合水質調査による湾・灘区分

1 瀬戸内海の概況

1.2 気象、海象等

瀬戸内海地域は、気候学的には瀬戸内気候区という名で呼ばれており、平均気温約 16℃、年間平均降水量約 1,000～1,600 mmであり、比較的温暖少雨の地域である。瀬戸内海を囲む山間地帯は、年間平均降水量約 2,000～3,000 mmの多雨地帯である。瀬戸内海地域における年間降水量の分布を図 1-4 に示す。

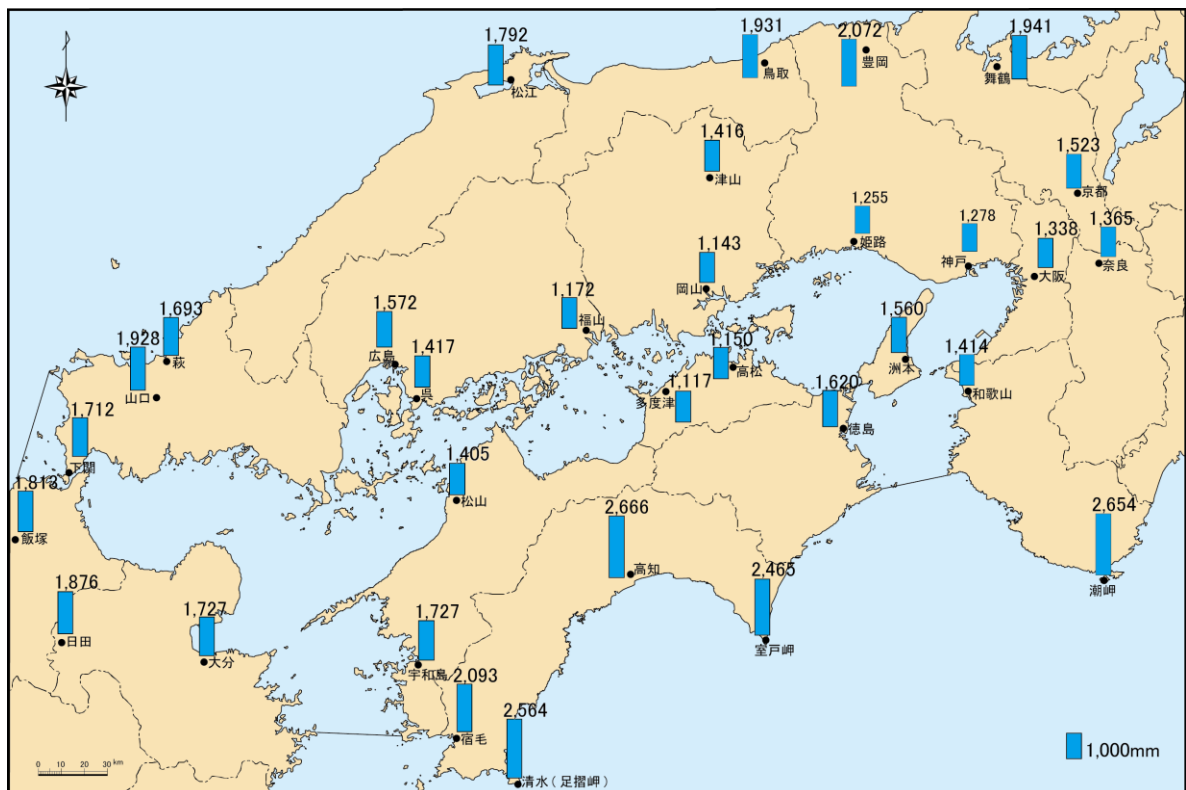
瀬戸内海の気象の特徴として、規則正しい海陸風の存在がある。1 年を通じて見ると、風向きは沿岸部では海岸に直角な方向のことが多い。陸上の風はその地形に大きく左右されている。海象は気象の影響を蒙ることが多い。

瀬戸内海に流入する 665 水系の河川からの流入水量は、年間約 500 億 m^3 にも達している（表 1-4、1-5）。

瀬戸内海には多くの湾、灘があり、湾・灘の大部分は水深が 60m以浅であり、海峡部を除く海域で水深 60mを上回るのは、伊予灘、豊後水道、紀伊水道のみである。瀬戸内海の水深図を図 1-5 に示す。

瀬戸内海の家象は、内海としての独自の特徴をもっている。半閉鎖的水域で、浅海域が多いため、大洋の持つ恒常性がやや弱く、気象や河川流入の影響を受けやすい。このため季節による水温変化も大きく、降雨による塩分の変化や赤潮なども発生しやすい。

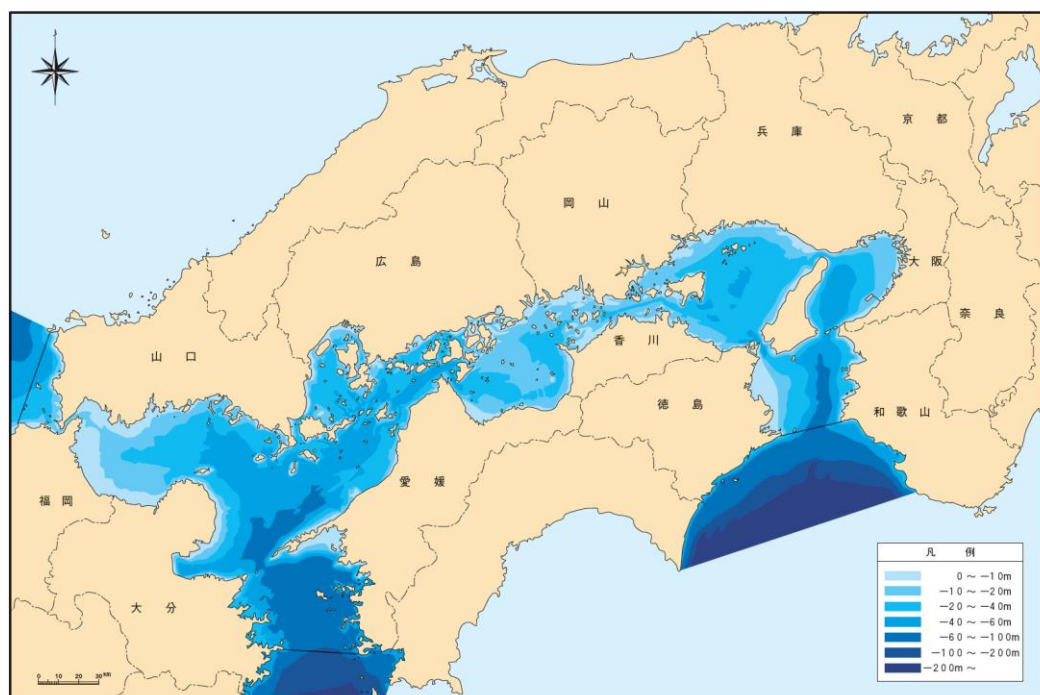
瀬戸内海の家水は、太平洋等の外海とは紀伊水道、豊後水道及び関門海峡を経て交換されている。また、瀬戸内海は潮汐の差が比較的大きく、東部海域で 1～3 m、西部海域では 3～4 mに及ぶ。この潮汐差と幅の狭い海峡が多いため、潮の干満に応じて数ノットの潮流を生じ、渦潮が見られるほど潮流の速い海峡が各所に点在する。鳴門、速吸瀬戸などの狭水道では、5～10 ノットにも及び、地形の複雑さも加えて独特の家象を呈している。



出典：気象庁資料より作成

図 1-4 瀬戸内海の年間降水量(1991～2020)の分布

1 瀬戸内海の概況



出典：「瀬戸内海の環境」（（社）瀬戸内海環境保全協会）に基づき作成

図 1-5 瀬戸内海の水深図

表 1-4 瀬戸内海に流入する一級水系

水系名	流域面積 (km ²)	流域人口 (万人)	関係府県名
淀川	8,240	1,107	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、三重
大和川	1,070	211	大阪、奈良
加古川	1,730	63	兵庫
揖保川	810	14	兵庫
紀の川	1,750	65	奈良、和歌山
吉井川	2,110	28	岡山、兵庫
旭川	1,810	33	岡山
高梁川	2,670	26	岡山、広島
芦田川	860	27	岡山、広島
太田川	1,710	102	広島
小瀬川	340	2	広島、山口
佐波川	460	3	山口
吉野川	3,750	61	徳島、香川、愛媛、高知
那賀川	874	5	徳島、高知
土器川	127	4	香川
重信川	445	24	愛媛
肱川	1,210	10	愛媛
山国川	540	3	福岡、大分
大分川	650	26	大分
大野川	1,465	21	大分、熊本、宮崎
番匠川	464	5	大分
21 水系	33,085	1,840	

注) 1. 関係府県には、瀬戸内海環境保全特別措置法で定められる対象府県以外に、各水系の流域関係県を含む。

2. 流域面積は各地方整備局等のデータによる

3. 流域人口は平成 22 年国勢調査を基に算出

出典：「河川関係情報・データ」（国土交通省）

表 1-5(1) 瀬戸内海に流入する府県別二級水系

府県名	水系数	流域面積 (km ²)
京都府	0	0
大阪府	17	539
兵庫県	80	3,091
奈良県	0	0
和歌山県	19	646
岡山県	22	774
広島県	47	1,550
山口県	80	3,230
徳島県	17	364
香川県	79	1,421
愛媛県	177	1,942
福岡県	24	750
大分県	82	1,858
計	644	16,165

出典：各府県調べ（令和 2 年 12 月現在）

表 1-5(2) 瀬戸内海に流入する湾・灘別二級水系

湾・灘名	水系数	流域面積 (km ²)
紀伊水道	33	1,014
大阪湾	59	1,420
播磨灘	107	3,358
備讃瀬戸	25	797
備後灘	23	429
燧灘	93	1,840
安芸灘	33	430
広島湾	29	1,350
伊予灘	84	922
周防灘	81	3,488
豊後水道	54	790
響灘	23	328
計	644	16,165

注) 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第 13 条第 1 項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典：各府県調べ（令和 2 年 12 月現在）

1.3 自然環境等

(1) 瀬戸内海の自然環境の特徴

瀬戸内海は、我が国を代表する傑出した風景地として、国立公園、国定公園等が広範な地域に指定されている。我が国最初の国立公園の一つである瀬戸内海国立公園は、その指定にあたって「変化に富み平和にして優美な風景」として評価されており、雄大で人為的影響を受けていない景観を特徴とする他の国立公園ときわ立った対比をみせている。

瀬戸内海周辺における植生は、古くは高木相にシイ類、カシ類、クスノキ、タブ等、低木相には耐陰性の強いモチノキ、ツバキ等が優占する暖帯照葉樹林がほとんどを占めていた。

早くから文化の開けた瀬戸内海沿岸地域では、これら本来の植生は、一部の社寺境内や名勝地等にわずかに残るのみとなっている。現在、この地域の植生をみると、大半は何らかの人為的影響を受けた植生となっており、花崗岩土壌と相まったアカマツ、クロマツの二次林が特徴的である。また、海岸部に多いウバメガシ林は、この地方特有の優れた植生景観を見せている。

瀬戸内海における植生図を図 1-6 に示す。

1 瀬戸内海の概況

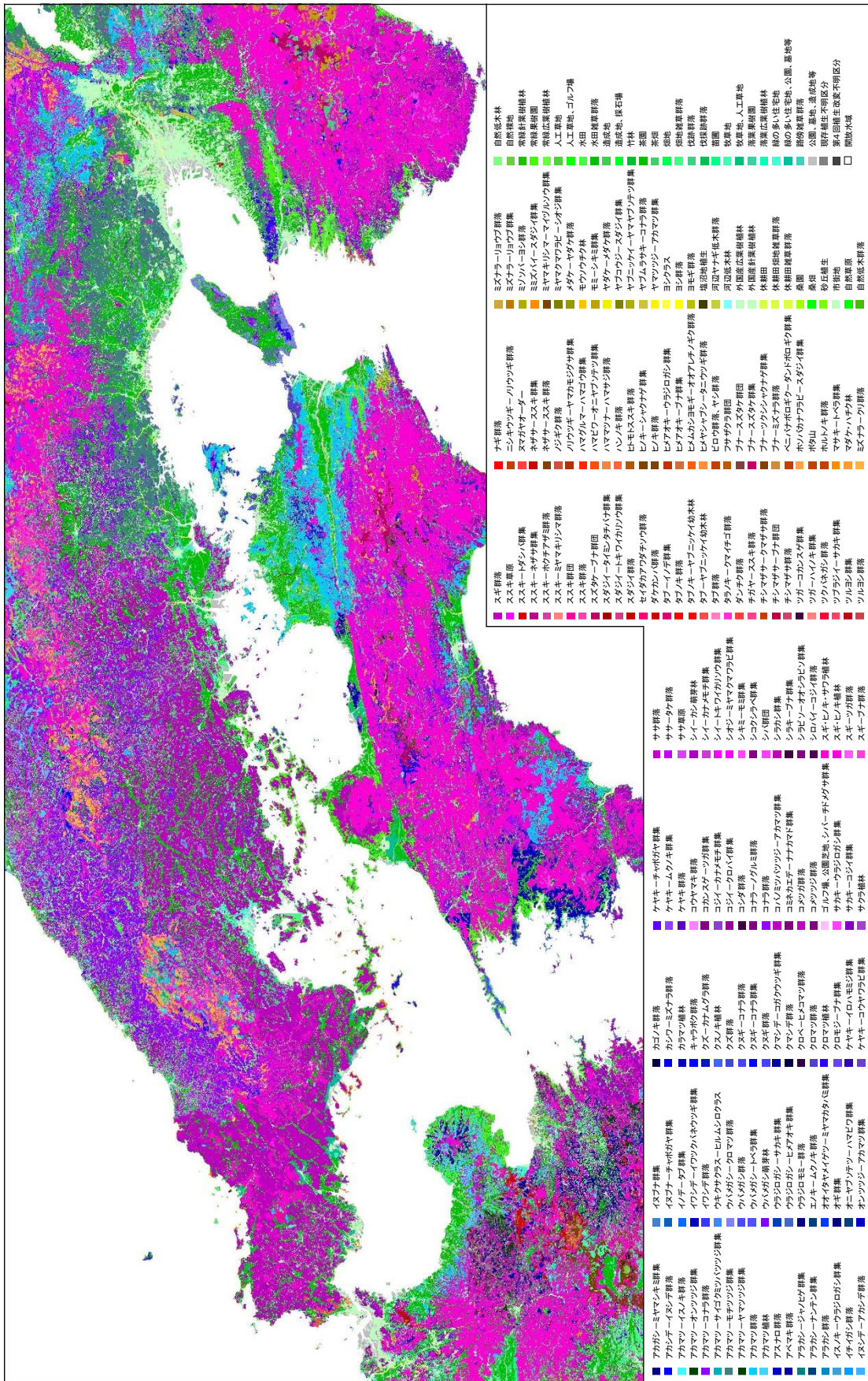


图 1-6 植树图

出典：「第2～5回自然環境保全基礎調査」（環境庁）

1 瀬戸内海の概況

一方、瀬戸内海周辺において植生自然度の高い地域として、和歌山県の大塔山周辺、白馬山周辺、徳島県の剣山周辺、愛媛県の石鎚山周辺及び大分県の傾山周辺で植生自然度（環境省が分類判定している指数で、植物社会学的現存植生図の作成結果からの人為的影響が加わっている度合を1～10で示したもの）9～10の高い区域が見られる（表1-6）。

表1-6 瀬戸内海関係府県別植生自然度比率

自然度	植 生	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	岡 山 県	広 島 県	山 口 県	徳 島 県	香 川 県	愛 媛 県	福 岡 県	大 分 県	関 係 府 県	そ の 他	全 国
10	高山、草原等、単層の植物社会を形成する地区	21	13	54	0	18	8	8	8	7	5	5	19	12	178	3,833	4,011
		0.5	0.7	0.7	0	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	0.2	0.3	1.3	1.1
9	エゾマツトドマツ群落、ブナ群落等、多層の植物社会を形成する地区	76	6	82	336	126	31	50	177	145	101	151	42	262	1,585	64,809	66,394
		1.7	0.3	1	9.7	2.8	0.5	0.6	3	3.7	5.5	2.8	0.9	4.4	2.4	21.3	18.0
8	ブナ、ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	0	1	134	59	790	15	58	139	166	0	108	349	515	2,334	17,399	19,733
		0	0.1	1.7	1.7	17.6	0.2	0.7	2.4	4.2	0	2	7.5	8.7	3.6	5.7	5.4
7	クリーミズナラ群落、クスギコナラ群落等、一般には二次林とよばれる代償植生地区	2,541	412	3,709	363	445	3,240	4,819	3,132	1,094	733	1,185	304	840	22,817	46,213	69,030
		57.6	22.8	46.3	10.5	9.9	47.9	59.4	53.2	28	39.9	21.9	6.5	14.1	35.3	15.2	18.7
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	810	174	1655	1917	2261	804	438	970	1588	114	2516	1575	2442	17,264	74,808	92,072
		18.4	9.6	20.7	55.2	50.5	11.9	5.4	16.5	40.6	6.2	46.4	33.7	41.1	26.7	24.6	25.0
5	ササ、ススキ群落など背丈の高い草原	13	4	36	6	5	75	61	34	20	6	22	36	263	581	5,045	5,626
		0.3	0.2	0.4	0.2	0.1	1.1	0.8	0.6	0.5	0.3	0.4	0.8	4.4	0.9	1.7	1.5
4	シバ群集等の背丈の低い草原	18	8	3	108	7	652	817	11	44	3	12	38	21	1,742	4,756	6,498
		0.4	0.4	0	3.2	0.2	9.6	10.1	0.2	1.1	0.2	0.2	0.8	0.4	2.7	1.6	1.8
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地	40	72	30	51	307	71	129	82	115	119	430	266	241	1,953	4,864	6,817
		0.9	4	0.4	1.5	6.9	1	1.6	1.4	2.9	6.5	7.9	5.7	4.1	3.0	1.6	1.8
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	566	354	1,714	393	301	1,611	1,469	1,065	620	516	803	1,433	1,097	11,942	65,369	77,311
		12.8	19.6	21.4	11.3	6.7	23.8	18.1	18.1	15.9	28.1	14.8	30.6	18.5	18.4	21.5	21.0
1	市街地、造成地等の植生の殆ど存在しない地区	303	720	564	203	155	216	235	236	42	203	157	559	215	3,808	11,612	15,420
		6.9	39.8	7	5.8	3.5	3.2	2.9	4	1.1	11.1	2.9	12	3.6	5.9	3.8	4.2
	自 然 緑 地	6	0	0	5	47	7	0	0	42	4	7	11	8	137	1,279	1,416
		0.1	0	0	0.1	1	0.1	0	0	1.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.4	0.4
	開 放 水 域	17	44	28	31	17	37	30	37	28	28	21	44	19	381	3,830	4,211
		0.4	2.4	0.3	0.9	0.4	0.5	0.4	0.6	0.7	1.5	0.4	0.9	0.3	0.6	1.3	1.1
	不 明 区 分	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	2	7	64	71
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	計	4,411	1,808	8,009	3,472	4,479	6,769	8,114	5,891	3,911	1,835	5,417	4,676	5,937	64,729	303,881	368,610
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注）上段面積（km²）、下段比率（％）

出典：「第5回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境庁、平成11年3月）

1 瀬戸内海の概況

(2) 瀬戸内海国立公園

1) 国立公園の指定及び特色

国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であり、自然公園法に基づき環境大臣が指定する。瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月に雲仙や霧島とともに我が国最初の国立公園に指定され、その後数回の追加指定と再検討の結果、現在の区域になっているものであり、その面積は、約6万7千ha（陸域のみの数値）である。

瀬戸内海には多くの島がある。この一帯の地域が、複雑な断層活動によってモザイク状に刻まれ、それが沈水したことにより島になったものであり、小さなものまで数えると、約3,000といわれている。瀬戸内海の風景の最大の特徴は、このような内海多島海景観の中心をなす家島諸島、備讃諸島、芸予諸島、防予諸島などの多島部と、それらを眺める展望地点、それに、いくつもある瀬戸などからなっており、神戸の背後にある六甲山も含まれていることである。

また、この公園の風景のもう一つの特徴は、瀬戸内海の自然と関わっている人間生活である。島々の段々畑や古い港町の家々の並び、巡航船や物資輸送船の動きなど、そこには古くから自然の中に溶け込んだ人間の営みがある。近年においては、本州と四国を結ぶ三橋が開通し、瀬戸内海の風景、交通が大きく様変わりしている。

表1-7 瀬戸内海国立公園の概要

公 園 名 指定年月日 面 積	特 色				関 府	係 県
	総 括	景観・地形地質	動 物	植 物		
瀬戸内海 昭和9.3.16 67,308ha	世界的な 多島海公園 歴史と伝統	内海多島海 大渦流・潮流（鳴門海峡・来島海峡） 宮島厳島神社等の人文景観 古期火山熔岩台地及び浸食地形 花崗岩山塊（六甲山）	スナメリ アビ等海洋性鳥類 タイ等魚類 カブトガニ	弥山モミ・ツガ自然林 大山祇神社のクスノキ群落 生島シイ林 アツケシソウ シオギク等の塩沼地植物	大 兵 和 岡 広 山 徳 香 愛 福 大	阪 庫 山 山 島 口 島 川 媛 岡 分

出典：「自然保護各種データ」（環境省資料）より作成

表1-8 瀬戸内海国立公園の地種区分別、土地所有別面積一覧表

（単位：ha）令和2年3月31日現在

総面積	地 種 区 分							土 地 所 有		
	特 別 地 域						普通 地域	国有地	公有地	私有地
	特別 保護 地区	第1種	第2種	第3種	第1種～第3種	合 計				
					小 計					
67, 308	978 (1. 5%)	4, 690	31, 640	7, 537	43, 867 (65. 2%)	44, 845 (66. 6%)	22, 463 (33. 4%)	8, 638 (12. 8%)	10, 153 (15. 1%)	48, 517 (72. 1%)

出典：「自然保護各種データ」（環境省資料）より作成

1 瀬戸内海の概況

2) 国立公園の保護と利用

国立公園が指定されると、その公園の適正な保護と利用を目的とした国立公園計画が定められ、開発行為等の規制や快適な利用の促進と自然とのふれあいを推進するため、各種利用施設の整備が行われている。

また、快適な国立公園利用の拠点として、集団施設地区が指定され、ビジターセンターなどの施設が総合的に整備されている。瀬戸内海国立公園におけるビジターセンターの設置状況を表 1-9 に、集団施設地区の指定状況を表 1-10 に示す。

日本にある 34 の国立公園全体の平成 30 年度利用者数は、延べ 3 億 7 千 2 百万人と推計され、富士箱根伊豆国立公園（延べ 1 億 3 千 6 百万人）について、瀬戸内海国立公園（延べ 4 千 3 百万人）が第 2 位となっている。

表 1-9 瀬戸内海国立公園の主なビジターセンター

名 称	場 所	平成30年利用者数（人）	設置者
大久野島ビジターセンター	広島県竹原市（大久野島）	77,494	環境省
五色台ビジターセンター	香川県坂出市（五色台）	9,909	環境省
兵庫県立六甲山自然保護センター	兵庫県神戸市（六甲山）	61,445	兵庫県
鷺羽山ビジターセンター	岡山県倉敷市（鷺羽山）	26,224	岡山県
大鳴門橋架橋記念館	徳島県鳴門市（鳴門公園）	69,674	徳島県

注) 1. ビジターセンターとは、自然公園法施行令第 1 条第 9 号に掲げる博物展示施設に該当しており、「主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研究施設等。）をいう。」と定義されている。

2. 大鳴門橋記念館は、平成 30 年に民間運営となったため削除。

出典：「自然保護各種データ」（環境省資料）より作成

表 1-10 瀬戸内海国立公園の集団施設地区

集団施設地区名	県市町村名	区域面積（ha）	平成30年 利用者数（千人）	指定年月日
赤穂御崎	兵庫県赤穂市	50.0	303	H 6.11.7
由良	兵庫県洲本市	69.9	71	H 5.7.19
南淡路（休暇村）	兵庫県南あわじ市	26.7	109	H 5.7.19
六甲山※	兵庫県神戸市	430.4	384	H30.8.30
摩耶山※	兵庫県神戸市	15.5	111	H30.8.30
加太（休暇村）	和歌山県和歌山市	159.5	460	H 3.7.26
王子が岳渋川	岡山県玉野市、倉敷市	235.2	1,157	H元.7.12
大久野島（休暇村）	広島県竹原市	71.2	275	S 62.11.24
仙酔島	広島県福山市	93.6	123	S 62.11.24
包ヶ浦	広島県廿日市市	15.5	18	S 62.11.24
野呂山	広島県呉市	62.4	164	S 62.11.24
鳴門	徳島県鳴門市	38.9	1,003	H 3.2.27
屋島	香川県高松市	43.6	489	H11.2.2
五色台（休暇村）	香川県坂出市	39.8	95	H11.2.2
近見山	愛媛県今治市	246.0	72	S 31.6.15
東予（休暇村）	愛媛県今治市、西条市	43.3	120	S 40.3.19
姫原	愛媛県松山市	49.9	17	S 32.10.23

※六甲山、摩耶山集団施設地区：平成 30 年 8 月 30 日に指定、平成 30 年利用者数は同年 9～12 月で算出。

注) 1. 国立公園集団施設地区等とは、環境省所管の公共用財産である土地であつて、自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号）第三十六条第一項の指定に係る部分その他国立公園内に存するもののうち、環境大臣の定めるものの区域をいう。

2. 区域面積は令和 2 年 3 月 31 日現在

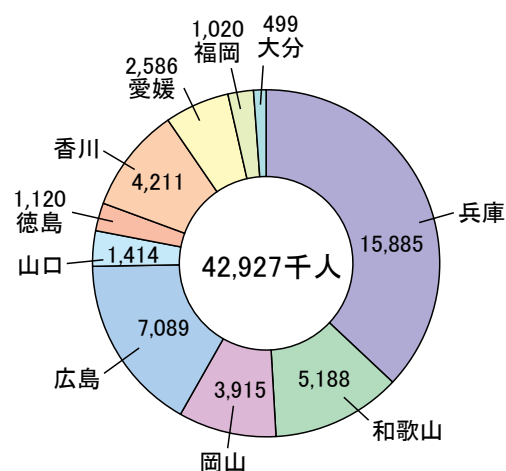
出典：「自然保護各種データ」（環境省資料）より作成

1 瀬戸内海の概況

表 1-11 利用者数の多い国立公園(平成 30 年)

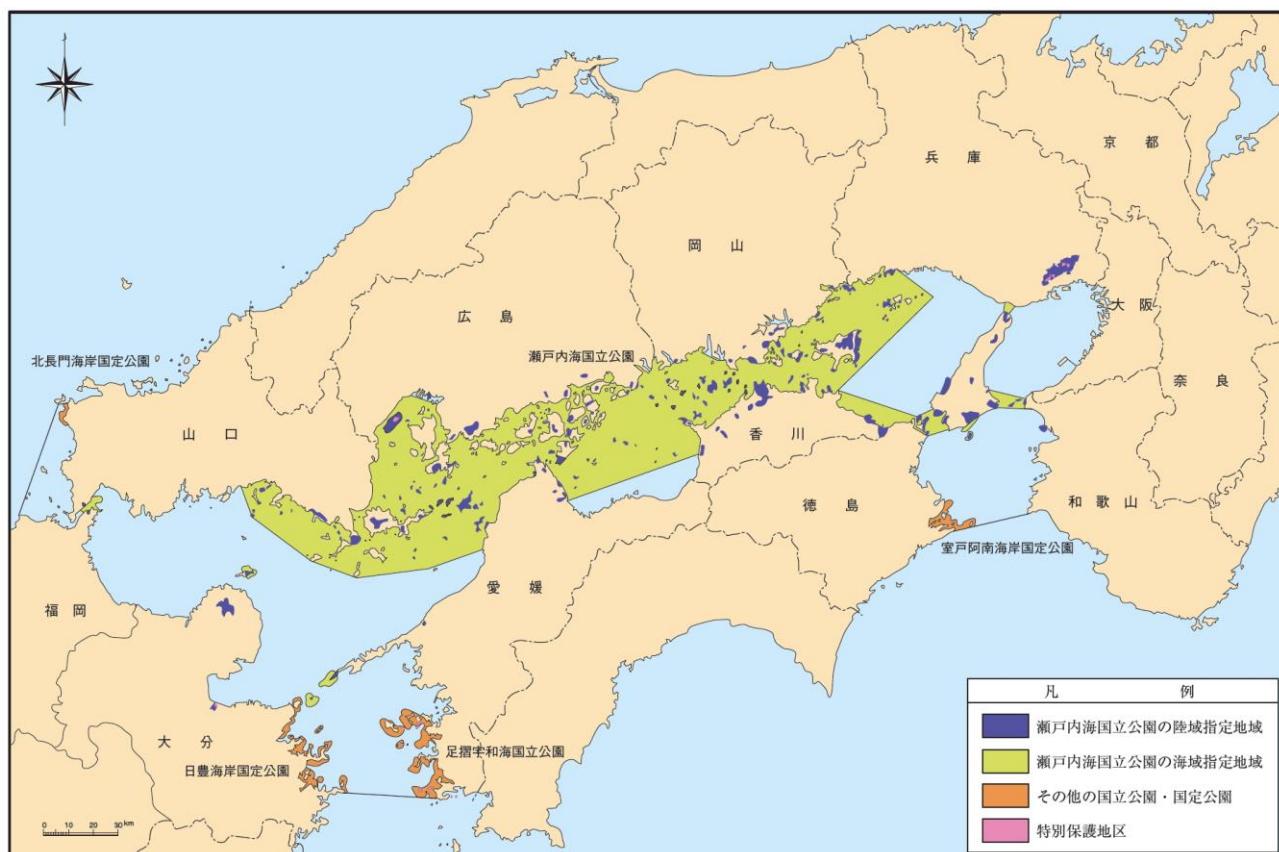
順位	公園名	利用者数 (千人)	国立公園全体に 占める利用者数の 割合(%)	平成29年 順位
1	富士箱根伊豆	135,833	36.6	1
2	瀬戸内海	42,927	11.6	2
3	上信越高原	21,850	5.9	3
4	阿蘇くじゅう	17,737	4.8	5
5	日光	16,811	4.5	4
6	吉野熊野	14,312	3.9	6
7	秩父多摩甲斐	13,728	3.7	7
8	霧島錦江湾	12,288	3.3	9
9	大山隠岐	12,149	3.3	8
10	支笏洞爺	10,697	2.9	10
上位10国立公園の合計		298,332	80.3	
34国立公園全体の合計		371,508	100	

出典：「自然保護各種データ」（環境省資料）より作成



瀬戸内海国立公園県別利用者数(平成 30 年)

出典：「自然保護各種データ」（環境省資料）より作成



- 注) 1. 「瀬戸内海」沿岸域の国立及び国定公園を図示した。
2. 特別保護地区は「瀬戸内海」海域に係わる地区のみを図示した。

出典：環境省資料より作成

図 1-7 主要自然公園配置図

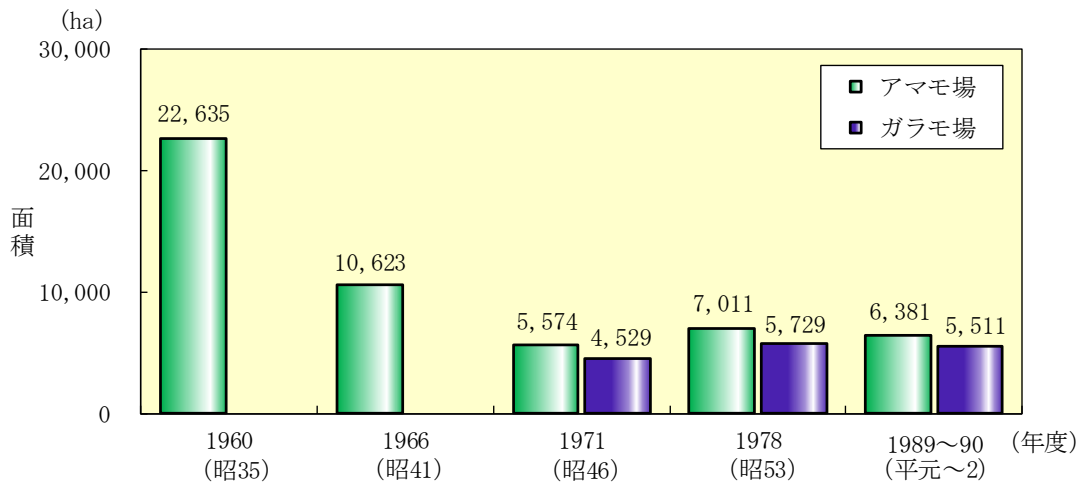
1 瀬戸内海の概況

(3) 瀬戸内海の沿岸域(藻場、干潟等)

1) 藻場、干潟

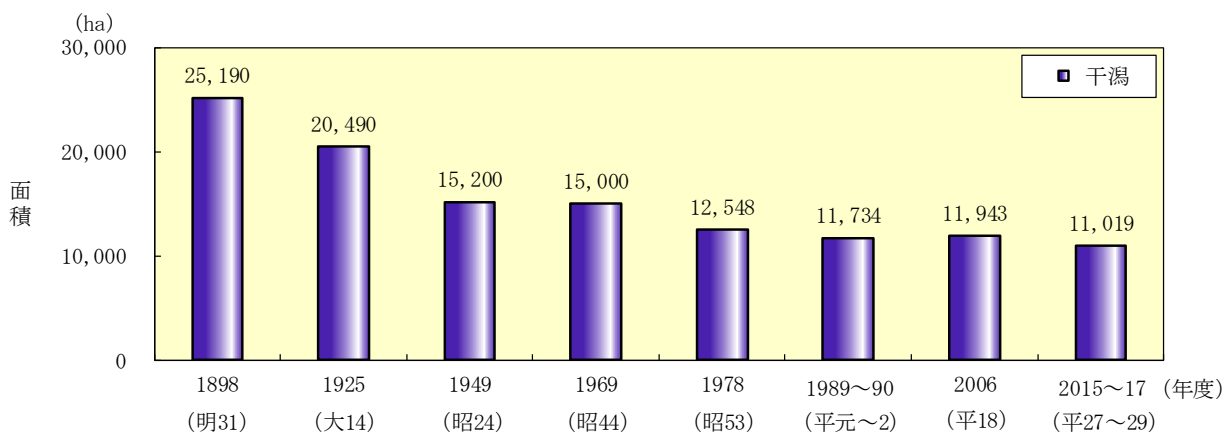
魚介類の生育の場として重要である藻場、生態系の維持あるいは水質浄化に重要な役割を担う干潟は減少傾向にある。それぞれの面積の推移を図 1-8、図 1-9 に瀬戸内海における藻場、干潟の現状を表 1-12 に示す。

瀬戸内海の沿岸域においては、多様な生物の生息や繁殖の場である藻場・干潟が多く失われてきている。藻場のうちアマモ場については、1960 年度（昭和 35 年度）から 1989～90 年度（平成元～2 年度）までに約 7 割、干潟については、1898 年度（明治 31 年度）から 2015～2017 年度（平成 27～29 年度）までに約 5 割が消失したことが報告されている。



- 注) 1. 湾・灘の区分は各調査に準ずる。
 2. 1978 年度の（第 2 回自然環境保全基礎調査）の値は、1989～90 年度（第 4 回自然環境保全基礎調査）の面積に消滅面積を加算した値である。
 出典：1960、1966、1971 年度：水産庁南西海区水産研究所調査
 1989～1990 年度（第 4 回）：「自然環境保全基礎調査」（環境庁）

図 1-8 瀬戸内海における藻場面積の推移(響灘を除く)



- 注) 1. 湾・灘の区分は各調査に準ずる。
 2. 出典により、面積測定方法に違いがある。
 3. 1978 年度（第 2 回自然環境保全基礎調査）の値は、1989～90 年度（第 4 回自然環境保全基礎調査）の面積に消滅面積を加算した値である。
 出典：1898、1925、1949、1969 年度：「瀬戸内海要覧」（建設省中国地方建設局）
 1978 年度（第 2 回）、1989～1990 年度（第 4 回）：「自然環境保全基礎調査」（環境庁）
 2006 年度：「瀬戸内海干潟実態調査報告書」（環境省、平成 19 年 3 月）
 2015～2017 年度：瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査（環境省）

図 1-9 瀬戸内海における干潟面積の推移(響灘を除く)

1 瀬戸内海の概況

表 1-12 瀬戸内海における藻場、干潟

海 域	現存藻場のタイプ別面積 (ha)								合計 (ha)	現存干潟の 面積 (ha)
	コンブ場	アラメ場	ガラモ場	ワカメ場	テングサ場	アマモ場	アオサ、 アオノリ場	その他		
大 阪 湾 北 部	0	0	0	59 (42)	0	0	3	0	62 (42)	47
大 阪 湾 南 部	0	26 (1)	98	208 (1)	89	12 (2)	197 (118)	198 (25)	828 (147)	
播 磨 灘 北 部	0	0	142 (4)	71 (4)	0 (4)	176 (218)	132 (98)	13 (49)	534 (377)	367
播 磨 灘 南 部	0	37	189 (14)	207	28	28	225 (8)	35	749 (22)	
紀伊水道東部	0	476 (2)	304 (13)	11	177	46	19	96	1,129 (15)	203
紀伊水道西部	0	452 (1)	77 (6)	5	32	180 (7)	42 (52)	19 (12)	807 (78)	
燧 灘	0	149	383 (5)	1	0	1,111 (9)	108 (2)	103 (4)	1,855 (20)	1,444
備讃瀬戸東部	0	0	241 (30)	88 (11)	8	452 (209)	389	8 (1)	1,186 (251)	406
備讃瀬戸西部	0	0	188 (16)	45 (6)	44	974 (57)	228	0	1,479 (79)	
備 後 灘	0	0	157	0	2	510 (18)	85 (11)	426	1,180 (29)	338
安 芸 灘	0	229 (4)	999 (2)	71	6	1,738	86 (1)	620 (2)	3,749 (9)	176
広 島 湾	0	35	124 (6)	0	31	204 (6)	101 (4)	128	623 (16)	833
伊予灘東部	0	426 (1)	264 (33)	10	48	474 (33)	168 (16)	119 (1)	1,509 (84)	594
伊予灘西部	0	733	85	0	209	21	60	35	1,143 (0)	
別 府 湾	0	81 (82)	125 (82)	10	51	85 (60)	85	60	497 (224)	
周防灘東部	0	567 (3)	797 (6)	97	477 (1)	362 (11)	372 (19)	180 (11)	2,852 (51)	6,541
周防灘西部	0	8	24	13	14	1	2,292 (17)	940 (13)	3,292 (30)	
豊 後 水 道	0	1,398 (4)	1,314 (1)	0	34	7	75	122	2,950 (5)	69
響 灘	0	6,014 (15)	3,297 (4)	428	17	20	285	507	10,568 (19)	46
合 計	0 (0)	10,631 (113)	8,808 (222)	1,324 (64)	1,267 (5)	6,401 (630)	4,952 (346)	3,609 (118)	36,992 (1498)	11,064

- 注) 1. 湾・灘の区分は各調査に準ずる。
2. 藻場の()の数字は、第2回調査(昭和53年度)以後、消滅した面積であり、マイナスは増加したことを示す。
3. 同一の藻場で複数のタイプが存在する場合、複数のタイプに各々同面積が重複して計上されている。
4. 出典により、面積測定方法に違いがある。

出典：藻場(平成元～2年度)：「第4回自然環境保全基礎調査報告書」(環境庁、平成9年3月)
干潟(平成27～29年度)：瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査(環境省)

1 瀬戸内海の概況

2) 海岸線、保護水面

海岸線は、瀬戸内海沿岸域が遠浅であることから、古くから農地、塩田造成の埋立てによる影響を受け、変貌を続けてきた。昭和 30 年代後半から工業用地の造成が各地で行われたこと等により、自然海岸線は、36.7%が残存するだけとなった。これは我が国総延長の 52.6%に比べて少ない。瀬戸内海の海岸線の府県別の状況を表 1-13(1)、図 1-10(1)に、湾・灘別の状況を表 1-13(2)、図 1-10(2)に、保護水面の設定状況を図 1-11 に示す。

一方、失われた砂浜を復元するため、近年人工海浜の造成も行われている。

表 1-13(1) 瀬戸内海の海岸線の状況(府県別)

府 県 名	調 査	自然海岸		半自然海岸		人工海岸		河 口 部		総延長 km
		延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	
大 阪 府	第 5 回	1.9	0.8	10.9	4.5	224.9	92.6	5.2	2.1	242.9
	第 4 回	2.3	1.1	10.9	5.0	197.0	91.2	5.9	2.7	216.1
	第 3 回	2.8	1.4	11.7	5.6	187.3	90.2	5.9	2.8	207.7
	第 2 回	3.6	1.9	11.9	6.3	166.4	88.6	5.9	3.2	187.8
	第 1 回									
兵 庫 県	第 5 回	144.0	22.0	123.8	18.9	382.9	58.4	5.1	0.7	655.8
	第 4 回	144.0	22.0	123.8	18.9	382.9	58.4	5.1	0.7	655.8
	第 3 回	144.5	22.7	124.6	19.5	363.7	57.0	5.1	0.8	637.9
	第 2 回	146.6	23.8	129.1	21.0	334.8	54.4	5.1	0.8	615.6
	第 1 回									
和 歌 山 県	第 5 回	100.7	45.7	30.9	14.0	85.5	38.8	3.3	1.5	220.4
	第 4 回	97.4	45.6	42.7	20.0	70.8	33.2	2.6	1.2	213.5
	第 3 回	97.4	47.9	43.6	21.5	59.7	29.4	2.6	1.3	203.4
	第 2 回	82.8	46.3	44.3	24.9	48.7	27.3	2.7	1.5	178.5
	第 1 回									
岡 山 県	第 5 回	250.8	45.7	80.5	14.7	207.4	37.8	10.3	1.9	549.0
	第 4 回	237.5	47.2	71.9	14.3	186.0	37.0	7.4	1.5	502.8
	第 3 回	238.9	47.9	77.9	15.6	174.8	35.0	7.4	1.5	499.0
	第 2 回	243.1	48.9	79.6	16.0	167.2	33.6	7.3	1.5	497.2
	第 1 回									
広 島 県	第 5 回	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.8	1,109.4
	第 4 回	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	第 3 回	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	第 2 回	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	第 1 回									
山 口 県	第 5 回	503.0	45.1	60.0	5.4	539.4	48.3	13.3	1.2	1,115.7
	第 4 回	493.4	45.7	59.7	5.5	516.5	47.9	9.3	0.9	1,078.9
	第 3 回	501.8	47.1	59.3	5.6	494.1	46.4	9.3	0.9	1,064.4
	第 2 回	497.7	47.7	55.9	5.4	481.5	46.1	9.3	0.8	1,044.4
	第 1 回									
徳 島 県	第 5 回	80.7	33.2	21.7	8.9	133.8	55.0	7.0	2.9	243.2
	第 4 回	79.5	35.8	22.2	10.0	114.2	51.5	5.9	2.7	221.8
	第 3 回	79.6	35.8	22.3	10.0	114.2	51.5	5.9	2.7	222.0
	第 2 回	81.7	37.5	22.9	10.5	107.5	49.3	5.9	2.7	218.0
	第 1 回									
香 川 県	第 5 回	332.1	46.8	118.7	16.7	250.6	35.3	8.0	1.1	709.4
	第 4 回	337.4	48.0	126.3	18.0	233.9	33.2	5.8	0.8	703.4
	第 3 回	345.8	49.7	138.0	19.8	206.1	29.6	6.0	0.9	695.8
	第 2 回	350.3	50.8	138.0	20.0	194.8	28.3	6.1	0.9	689.2
	第 1 回									
愛 媛 県	第 5 回	680.3	44.5	348.9	22.8	486.3	31.8	11.9	0.8	1,527.4
	第 4 回	569.8	41.9	350.1	25.7	420.8	31.0	18.9	1.4	1,359.6
	第 3 回	579.6	42.8	363.5	26.8	393.7	29.0	18.9	1.4	1,355.7
	第 2 回	688.6	48.2	359.0	25.1	363.4	25.4	18.9	1.3	1,429.9
	第 1 回									
福 岡 県	第 5 回	40.8	14.5	17.6	6.2	220.6	78.1	3.4	1.2	282.4
	第 4 回	40.3	14.8	18.5	6.8	212.4	78.0	1.1	0.4	272.3
	第 3 回	39.9	15.8	20.8	8.2	191.5	75.6	1.1	0.4	253.3
	第 2 回	42.2	17.4	20.2	8.4	178.7	73.7	1.1	0.5	242.2
	第 1 回									
大 分 県	第 5 回	170.9	29.8	83.7	14.6	309.2	53.9	10.1	1.8	573.9
	第 4 回	181.2	31.9	80.9	14.2	297.0	52.3	9.3	1.6	568.4
	第 3 回	183.5	33.1	81.5	14.7	279.8	50.5	9.3	1.7	554.0
	第 2 回	191.1	35.2	81.7	15.0	260.6	47.9	10.1	1.9	543.5
	第 1 回									
瀬 戸 内 海	第 5 回	2,654.2	36.7	956.0	13.2	3,533.0	48.9	85.9	1.2	7,229.5
	第 4 回	2,538.1	37.0	956.4	13.9	3,295.2	48.0	78.2	1.1	6,867.9
	第 3 回	2,579.8	38.2	1,000.7	14.8	3,101.9	45.9	78.4	1.2	6,760.8
	第 2 回	2,697.3	40.2	1,001.6	15.0	2,924.6	43.6	79.3	1.2	6,702.8
	第 1 回									
全 国	第 5 回	17,660.3	52.6	4,385.1	13.1	11,212.2	33.4	316.2	0.9	33,573.8
	第 4 回	18,105.6	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.4	264.0	0.8	32,778.9
	第 3 回	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
	第 2 回	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,598.9	26.7	263.7	0.8	32,170.2
	第 1 回									

注) 1. 瀬戸内海の区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の「瀬戸内海」の範囲。

2. 第 5 回自然環境保全基礎調査が実施されていない兵庫県のデータは第 4 回調査結果を使用。

3. 自然海岸：海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。

半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。

人工海岸：港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。

河口部：河川法（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端。

出典：第 2 回（昭和 53 年度）、第 3 回（昭和 59 年度）、第 4 回（平成 5 年度）及び第 5 回（平成 8 年度）「自然環境保全基礎調査」（環境庁）より作成

1 瀬戸内海の概況

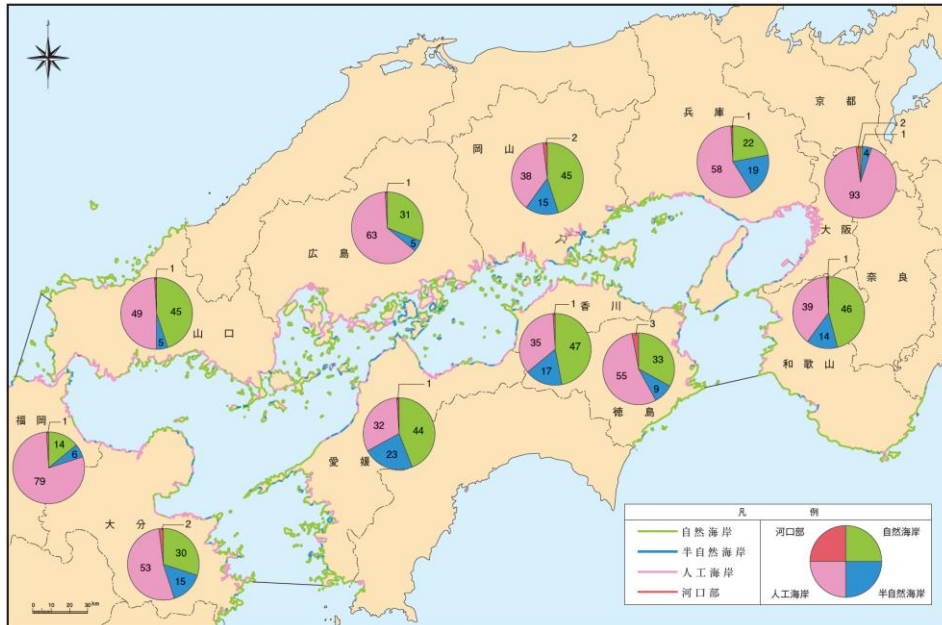
表 1-13(2) 瀬戸内海の海岸線の状況(湾・灘別)

湾・灘名	調査	自然海岸		半自然海岸		人工海岸		河口部		総延長 km
		延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	
紀伊水道	第5回	128.5	36.4	48.5	13.7	166.3	47.1	9.7	2.8	353.0
	第4回	177.7	43.0	84.8	20.5	142.3	34.5	8.3	2.0	413.0
	第3回	158.6	42.0	83.4	22.1	127.4	33.7	8.3	2.2	377.7
	第2回	162.6	43.8	84.6	22.8	115.9	31.2	8.3	2.2	371.4
大阪湾	第5回	21.9	8.3	11.7	4.4	226.0	85.3	5.2	2.0	264.8
	第4回	19.5	4.1	56.0	11.9	388.8	82.5	6.9	1.5	471.1
	第3回	16.8	3.8	56.3	12.7	362.9	81.9	6.9	1.6	442.9
	第2回	18.2	4.4	57.8	14.0	329.8	79.9	7.0	1.7	412.7
播磨灘	第5回	180.8	54.0	42.4	12.6	110.2	32.9	1.7	0.5	335.0
	第4回	293.7	42.5	101.5	14.7	290.0	41.9	6.4	0.9	691.7
	第3回	294.9	42.9	103.3	15.0	282.3	41.1	6.4	0.9	687.0
	第2回	298.9	44.4	107.9	16.0	260.3	38.6	6.6	1.0	673.7
備讃瀬戸	第5回	359.2	42.4	127.1	15.0	345.9	40.8	14.8	1.7	846.9
	第4回	347.9	43.7	119.1	14.9	319.9	40.1	10.2	1.3	797.0
	第3回	356.4	45.1	129.1	16.3	293.8	37.2	10.3	1.3	789.5
	第2回	361.3	46.2	130.2	16.7	279.8	35.8	10.3	1.3	781.5
備後灘	第5回	177.0	29.3	91.8	15.2	332.0	54.9	3.7	0.6	604.4
	第4回	189.4	32.8	89.5	15.5	295.4	51.1	3.3	0.6	577.7
	第3回	194.1	33.7	99.0	17.2	279.9	48.6	3.3	0.6	576.4
	第2回	203.5	35.5	104.2	18.2	262.1	45.7	3.3	0.6	573.1
燧灘	第5回	82.0	31.7	58.2	22.5	110.6	42.8	7.7	3.0	258.5
	第4回	81.3	28.1	70.6	24.4	118.9	41.2	18.1	6.2	288.8
	第3回	81.7	28.6	74.4	26.0	111.9	39.1	18.1	6.3	286.1
	第2回	83.8	29.9	77.2	27.5	101.4	36.2	18.1	6.4	280.3
安芸灘	第5回	211.1	34.7	132.4	21.7	262.1	43.0	3.3	0.5	608.9
	第4回	221.7	36.7	128.0	21.2	253.7	42.0	0.8	0.1	604.2
	第3回	229.2	38.3	136.0	22.7	232.4	38.8	0.8	0.1	598.4
	第2回	243.8	40.8	128.2	21.5	224.5	37.6	0.8	0.1	597.3
広島湾	第5回	227.2	38.0	34.9	5.8	329.9	55.1	6.4	1.1	598.3
	第4回	211.2	38.2	34.1	6.2	302.1	54.7	4.9	0.9	552.2
	第3回	215.2	39.2	33.8	6.2	295.5	53.8	4.9	0.9	549.4
	第2回	221.1	40.7	35.2	6.5	282.1	51.9	4.9	0.9	543.2
伊予灘	第5回	264.2	52.3	90.9	18.0	146.8	29.0	3.4	0.7	505.2
	第4回	255.1	52.7	90.2	18.6	137.7	28.4	1.3	0.3	484.2
	第3回	259.9	54.3	93.0	19.5	124.0	25.9	1.3	0.3	478.2
	第2回	266.6	56.0	89.2	18.7	118.7	24.9	1.3	0.3	475.8
別府湾	第5回	26.8	20.0	9.5	7.1	94.0	70.3	3.5	2.6	133.7
	第4回	26.7	21.3	9.4	7.5	87.3	69.7	1.9	1.5	125.4
	第3回	27.6	22.8	9.7	8.0	82.0	67.7	1.9	1.6	121.3
	第2回	27.9	24.2	11.4	9.8	73.3	63.5	2.8	2.4	115.4
周防灘	第5回	240.3	30.4	56.6	7.2	477.1	60.4	15.6	2.0	789.6
	第4回	247.3	31.9	54.3	7.0	460.4	59.4	12.6	1.6	774.5
	第3回	259.6	34.3	57.2	7.6	427.4	56.5	12.6	1.7	756.8
	第2回	266.7	35.8	55.4	7.4	409.6	55.0	12.6	1.7	744.3
豊後水道	第5回	339.8	44.5	103.6	13.6	317.6	41.6	3.3	0.4	764.3
	第4回	358.2	46.3	105.9	13.7	306.0	39.6	3.5	0.4	773.6
	第3回	361.3	46.7	109.7	14.2	299.2	38.7	3.5	0.4	773.6
	第2回	375.9	48.6	104.3	13.5	290.2	37.5	3.5	0.4	773.8
響灘	第5回	216.1	43.6	38.0	7.7	238.7	48.2	2.9	0.6	495.7
	第4回	216.6	45.0	39.2	8.1	224.1	46.6	1.0	0.2	480.8
	第3回	220.9	46.6	39.7	8.4	212.8	44.9	1.0	0.2	474.4
	第2回	226.4	48.5	38.1	8.2	201.0	43.1	1.0	0.2	466.6

- 注) 1. 瀬戸内海の区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の「瀬戸内海」の範囲。
 2. 湾・灘の区分は自然環境保全基礎調査に準ずる。
 3. 第5回は兵庫県の調査を行っていないため、紀伊水道、大阪湾、播磨灘においては兵庫県のデータは含んでいない。
 4. 自然海岸：海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。
 半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。
 人工海岸：港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。
 河口部：河川法（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端。
 出典：第2回（昭和53年度）、第3回（昭和59年度）、第4回（平成5年度）及び第5回（平成8年度）「自然環境保全基礎調査」（環境省）より作成

1 瀬戸内海の概況

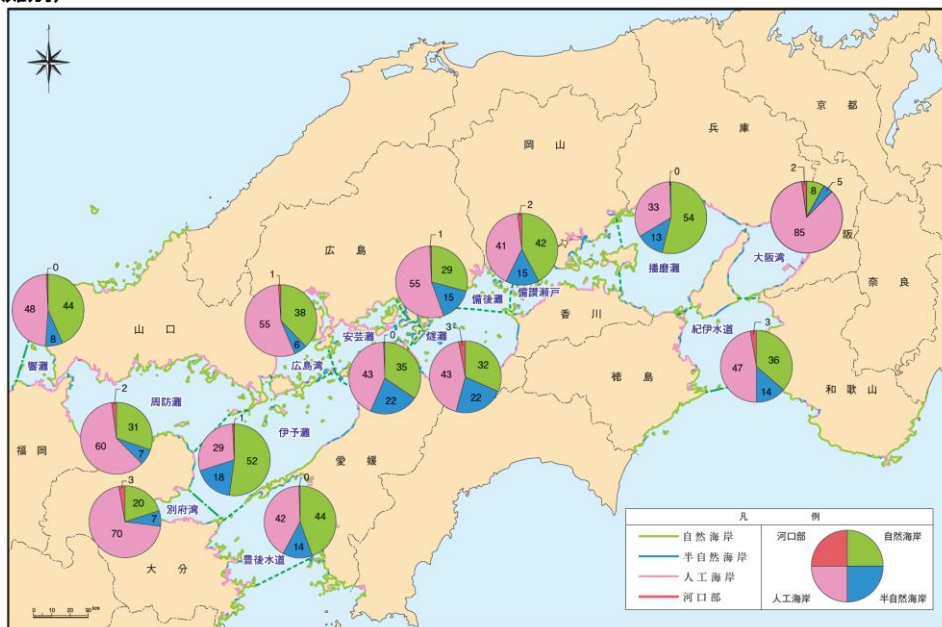
(府県別)



注) 自然海岸：海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。
 半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。
 人工海岸：港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。
 河口部：河川法（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端。
 出典：「自然環境情報図」（環境省）

図 1-10(1) 瀬戸内海の海岸線の状況(府県別、第5回調査)

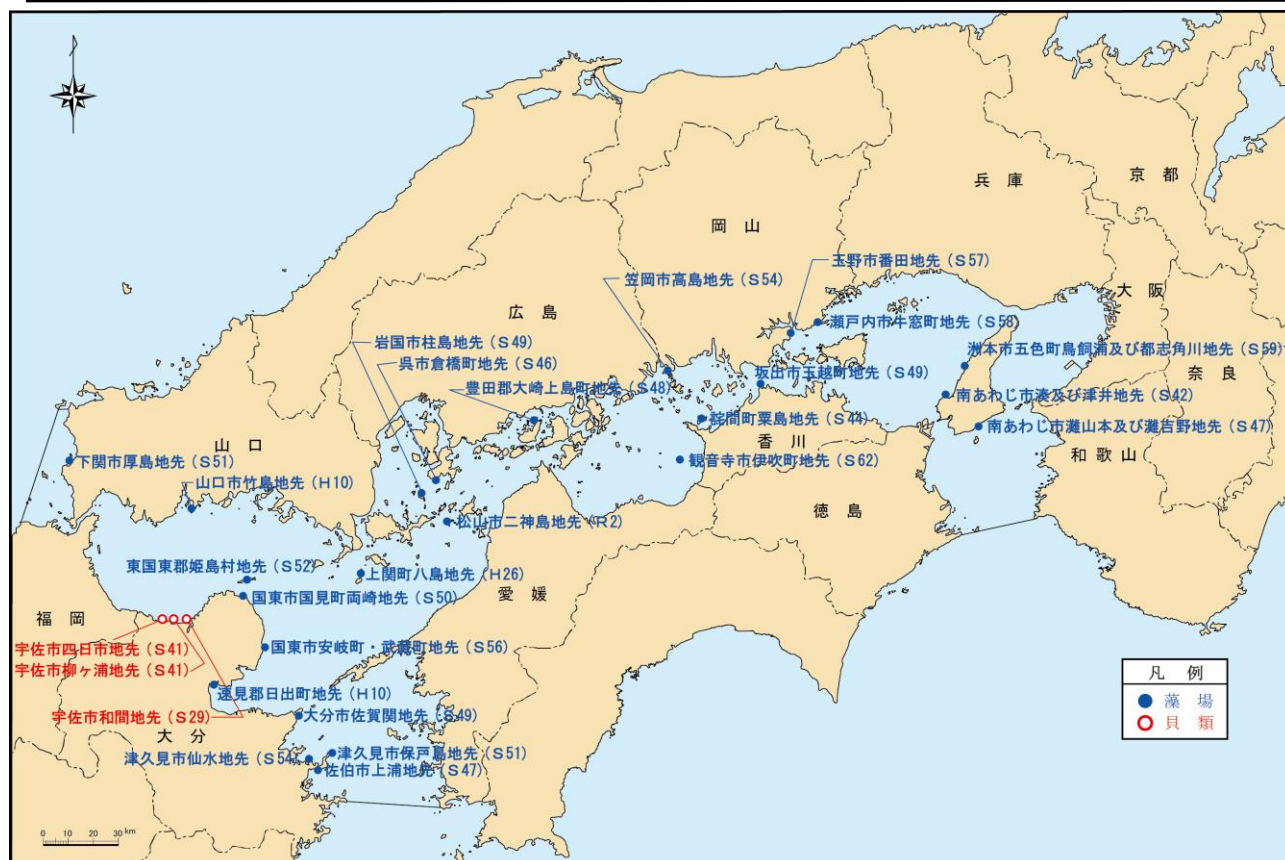
(湾・灘別)



注) 1. 湾・灘の区分は自然環境保全基礎調査に準ずる。
 2. 自然海岸：海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。
 半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸。
 人工海岸：港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。
 河口部：河川法（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端。
 出典：「自然環境情報図」（環境省）

図 1-10(2) 瀬戸内海の海岸線の状況(湾・灘別、第5回調査)

1 瀬戸内海の概況



項目	紀伊水道	大阪湾	播磨灘	備讃瀬戸	備後灘	瀬戸	安芸灘	広島湾	伊予灘	周防灘	豊後水道	響灘	合計
藻場													
海域数(箇所数)	1	0	4	3	0	2	0	2	4	3	4	1	24
面積(ha)	52.0	0	241.7	208.7	0	88	0	106.0	187.6	158.6	238.5	20.0	1301.1
貝類													
海域数(箇所数)										3			3
面積(ha)										82.3			82.3

注) 1. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。
 2. 令和2年12月現在の集計。
 3. () 内の数字は指定年を示す。
 4. 保護水面とは水産資源保護法に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が生息、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として指定された水面をいう。
 出典：各府県調べ(令和2年12月現在)

図1-11 瀬戸内海における保護水面の設定状況

(4) 瀬戸内海の動植物

令和元年における鳥獣保護区は765ヶ所(面積:478千ha)が設定されており、うち特別保護地区は131ヶ所(面積:23千ha)が指定されている。図1-12に瀬戸内海における特別保護地区の位置を示す。

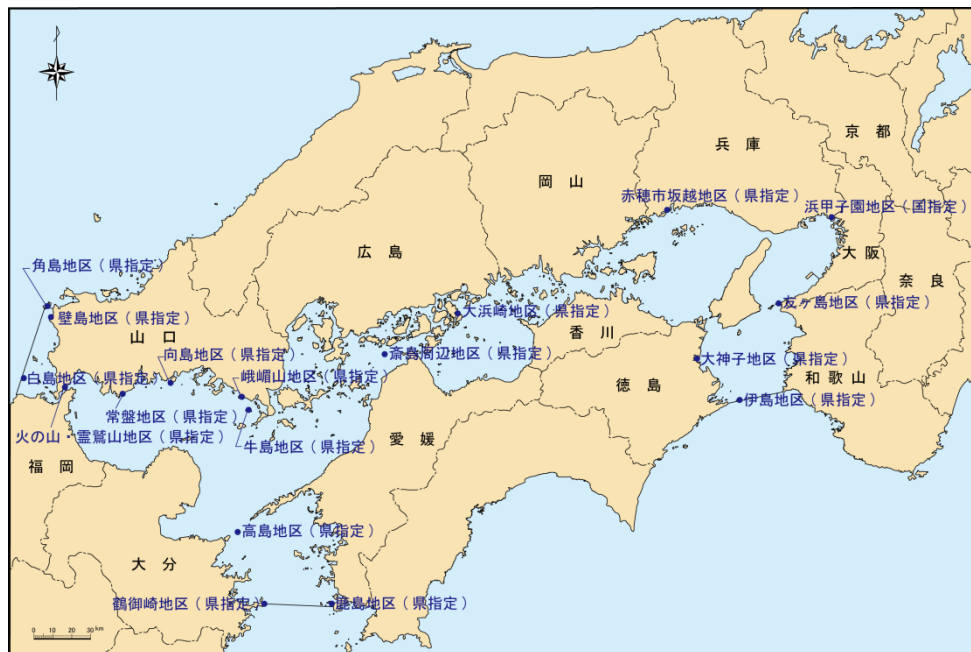
1 瀬戸内海の概況

表 1-14 瀬戸内海関係府県の鳥獣保護区設定状況

府 県 名	国 指 定				府 県 指 定			
	鳥獣保護区		うち特別保護地区		鳥獣保護区		うち特別保護地区	
	箇所数	面積ha	箇所数	面積ha	箇所数	面積ha	箇所数	面積ha
京 都	1	1,300	1	44	61	23,463		
大 阪					18	12,914	1	70
兵 庫	2	1,114	2	373	84	37,669	11	1,397
奈 良	1	2,384	1	838	20	36,164	3	526
和 歌 山					95	29,732	8	1,049
岡 山	1	662			65	26,608	11	1,224
広 島					98	57,351	8	7,962
山 口					81	51,438	33	1,707
徳 島	1	10,009	1	1,006	52	16,235	21	1,493
香 川					26	9,327	4	537
愛 媛	1	9,502	1	802	56	55,065	10	1,319
福 岡	2	388	1	94	44	62,914	5	1,538
大 分					56	34,202	9	658
計	9	25,359	7	3,157	756	453,082	124	19,480
合 計	鳥獣保護区		765ヶ所		478,441ha			
	うち特別保護地区		131ヶ所		22,637ha			

注) 令和元年 11 月 1 日時点の数値である。

出典：「都道府県指定鳥獣保護区の指定等の現況」、「国指定鳥獣保護区一覧」（環境省資料）及び各府県資料より作成



注) 瀬戸内海地域で海岸線を含むもののみを示した。

出典：環境省資料及び各府県資料より作成

図 1-12 瀬戸内海における「鳥獣保護区及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく特別保護地区

(5) 瀬戸内海の文化財

瀬戸内海地域は、古くから文化が開けていたことから、著名な史跡や建造物等の文化財が多い。これらは周囲の環境と一体をなして、自然景観として優れたものとなり、史跡、名勝、天然記念物として数多く指定されている。瀬戸内海沿岸部における主要文化財の指定を図 1-13 に示す。

1 瀬戸内海の概況

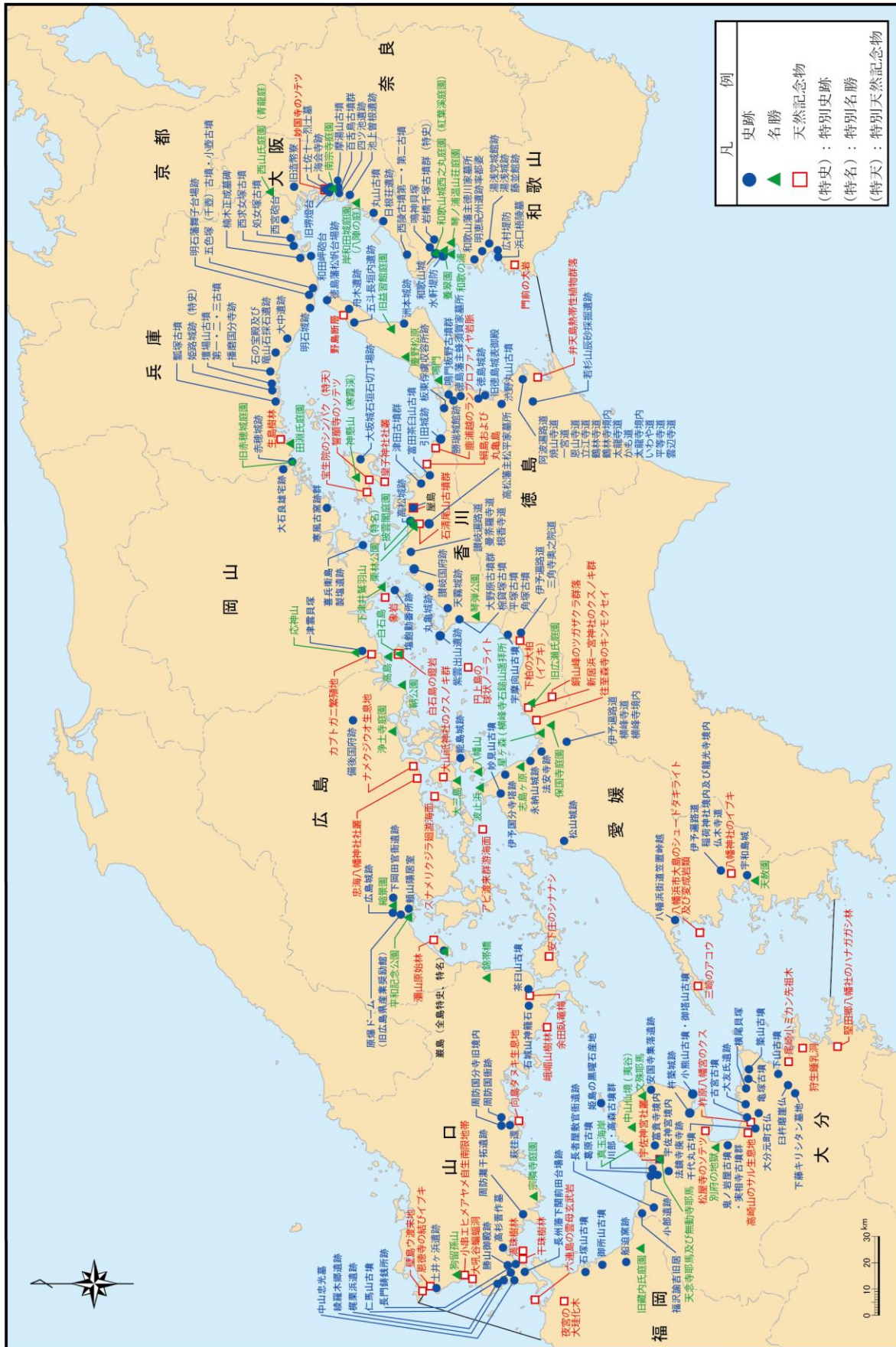


図 1-13 瀬戸内海沿岸部における主要文化財指定図

注) 文化財保護法による史跡・名勝・天然記念物に指定された地域。
 出典：「国指定文化財等データベース」(文化庁) より作成

1 瀬戸内海の概況

瀬戸内海の景観



「虫明^{むしあげ}迫門^{せと}の曙」

所在地：岡山県瀬戸内市邑久町虫明



「大浜海岸」

所在地：兵庫県洲本市海岸通



「芸予諸島」

所在地：瀬戸内海西部に位置する諸島。
広島県及び愛媛県に属する。



「屏風ヶ浦」

所在地：香川県仲多度郡多度津町

写真は「瀬戸内における水環境を基調とする海文化 瀬戸内の海・浜辺と保全の取り組み」(公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、令和元年10月発行)より引用

1 瀬戸内海の概況

1.4 人口の推移

瀬戸内海を囲む府県総面積は、表 1-15 にあるように約 68,000km²の広がりを持ち、我が国の陸域総面積の 18%を占めている。そこには、約 3,400 万人の人口を擁し、我が国の人口の約 27%を占めている。関係 13 府県合計の人口推移を図 1-14 に示す。

一方、人口密度を見ると、瀬戸内海区域では全国平均の約 1.9 倍、1km²当たり 623 人（全国平均 1km²当たり 336 人）にのぼり、瀬戸内海沿岸域への人口集中を表している。関係府県内においても、府県全体が瀬戸内区に指定されている府県及び福岡県を除き、瀬戸内海区域での人口密度は府県全体よりも高くなっている。

表 1-15 (1) 関係府県の区域における人口・面積(府県別)

府 県 名	人 口 (千 人)		陸 域 総 面 積 (km ²)		人 口 密 度 (人 / km ²)	
	府 県 総 人 口	瀬 戸 内 海 区 域	府 県 総 面 積	瀬 戸 内 海 区 域	府 県 全 体	瀬 戸 内 海 区 域
全 国 (A)	127,138	—	377,975	—	336	—
京 都 府	2,566	2,273	4,612	1,665	556	1,365
大 阪 府	8,815	8,815	1,905	1,905	4,626	4,626
兵 庫 県	5,462	5,304	8,401	6,668	650	796
奈 良 県	1,331	1,292	3,691	1,790	361	722
和 歌 山 県	913	686	4,725	1,687	193	407
岡 山 県	1,881	1,881	7,113	7,113	264	264
広 島 県	2,793	2,731	8,480	5,843	330	467
山 口 県	1,370	1,253	6,113	4,441	224	282
徳 島 県	721	703	4,147	3,652	174	192
香 川 県	948	948	1,877	1,876	505	505
愛 媛 県	1,325	1,292	5,676	4,496	233	287
福 岡 県	5,123	1,081	4,987	1,070	1,027	1,010
大 分 県	1,124	1,029	6,341	4,768	177	216
13府県合計 (B)	34,372	29,288	68,068	46,974	505	623
(B) / (A) %	27.0	—	18.0	—	—	—

注) 瀬戸内海区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象区域。

出典：各府県調べ（令和 2 年 12 月現在）

全国は、「令和 2 年版 全国市町村要覧」（市町村自治研究会編）

表 1-15 (2) 関係府県の区域における人口・面積(湾・灘別)

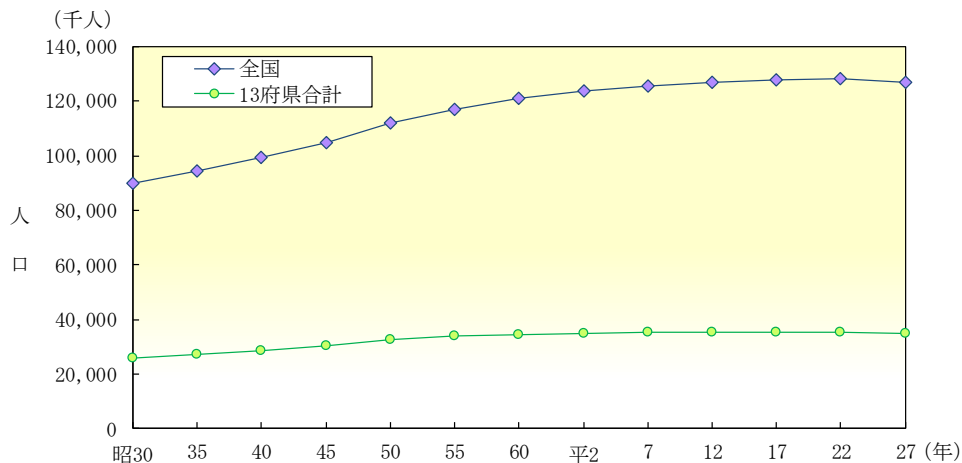
湾・灘名	人口 (千人)	陸域総面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
紀伊水道	1,521	6,846	222
大阪湾	16,046	6,747	2,378
播磨灘	5,479	11,624	471
備讃瀬戸	1,443	4,938	292
備後灘	257	614	419
燧灘	640	2,136	300
安芸灘	415	697	595
広島湾	1,749	3,495	500
伊予灘	1,367	4,853	282
周防灘	1,489	5,194	287
豊後水道	224	1,521	147
響灘	832	509	1,635

注) 1. 瀬戸内海区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象区域。

2. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第 13 条第 1 項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

3. 瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村における値。

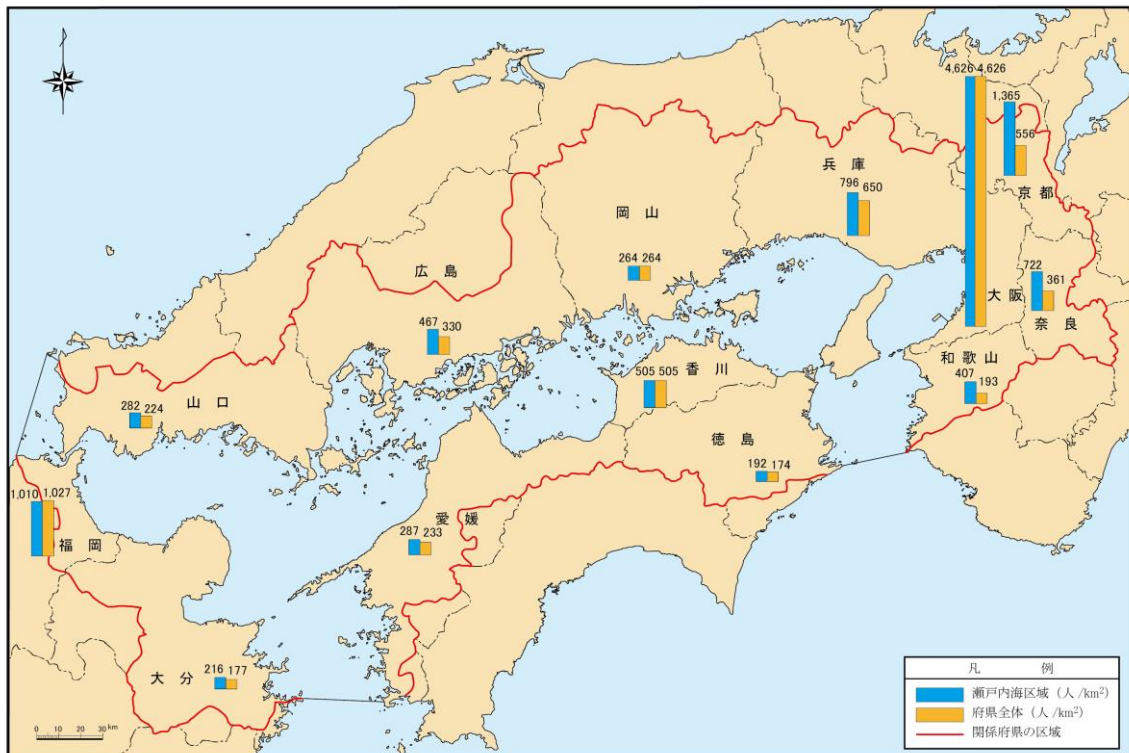
出典：各府県調べ（令和 2 年 12 月現在）



出典：「国勢調査報告」（総務省統計局、平成 28 年度）より作成

図 1-14 関係 13 府県合計の人口推移

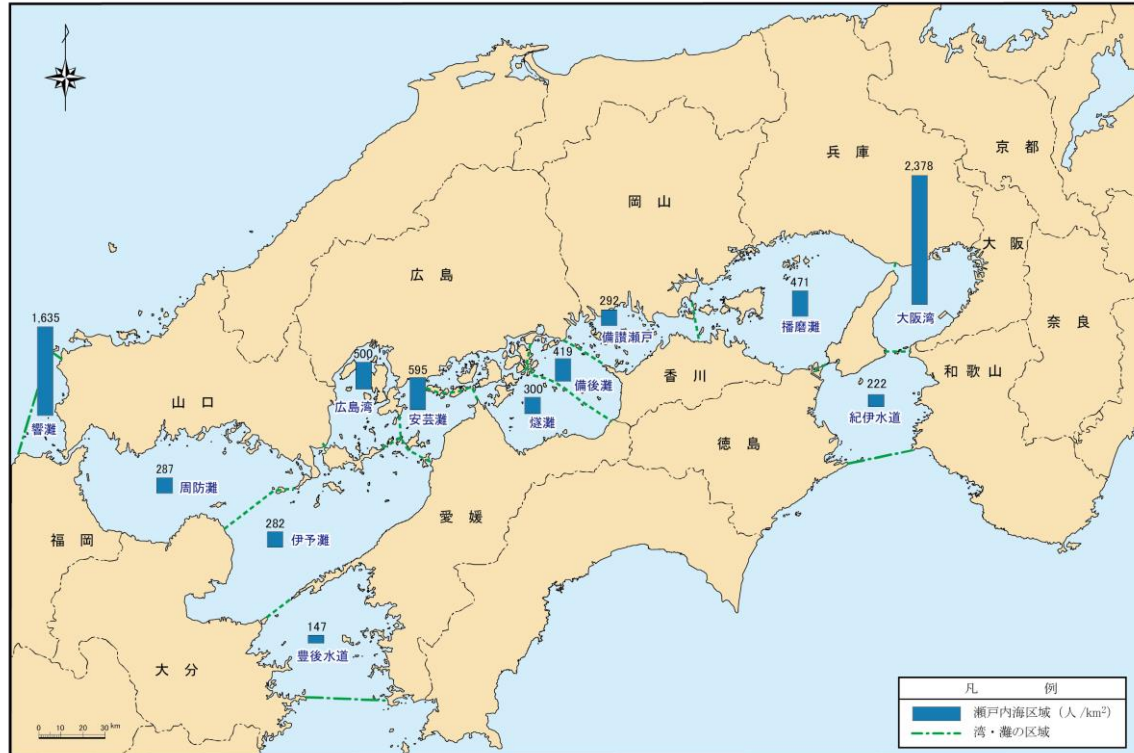
1 瀬戸内海の概況



注) 瀬戸内海区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象区域。

出典：各府県調べ（令和2年12月現在）

図1-15 (1) 関係13府県の人口密度分布(府県別)



注) 1. 瀬戸内海区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象区域。

2. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

3. 瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村における値。

出典：各府県調べ（令和2年12月現在）

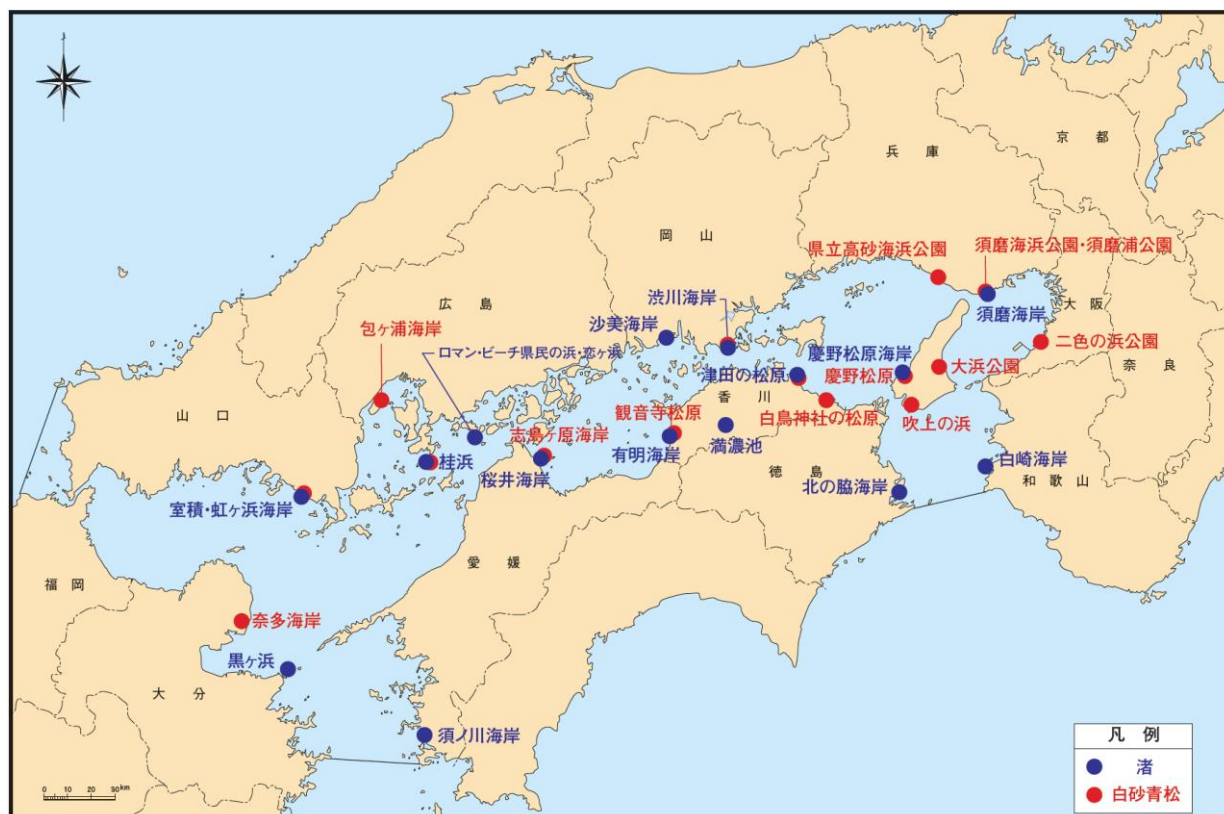
図1-15 (2) 関係13府県の人口密度分布(湾・灘別)

1 瀬戸内海の概況

1.5 レクリエーション

瀬戸内海は白砂青松を謳った景勝の地であり、レクリエーションの場としても、瀬戸内海沿岸地域住民に限らず多くの人々に利用されている。瀬戸内海の海岸線延長のうち約 25%が瀬戸内海国立公園に指定されており、自然の景勝地を保護するとともに自然に親しむための施設が整備されている。

「海の日」が制定されたことを記念して選定された「日本の渚 100 選」及び 21 世紀に引き継ぎたい白砂青松として選定された「白砂青松 100 選」の瀬戸内海における選定状況は図 1-16 に示すとおりである。



出典：「日本の白砂青松 100 選」（（社）日本の松の緑を守る会選定、平成 8 年）より作成
「日本の渚 100 選」（日本の渚・中央委員会選定、平成 6 年）より作成

図 1-16 瀬戸内海的主要な海浜

沿岸地域の都市化、工業化の進展により、沿岸域の多くの海水浴場が消滅したが、現在でも相当数の海水浴場が残されている。瀬戸内海的主要海水浴場の位置を図 1-17 に示す。

調査対象となった 137 水浴場すべてが水浴場として適当な水質を維持しており、不適当な水質の水浴場はなかった。このうち水浴場水質判定基準（表 1-16）の「水質 A A」（水質が特に良好な水浴場）の水浴場は 105 水浴場（全体の約 77%）、「水質 A」（水質が良好な水浴場）の水浴場は 7 水浴場（全体の約 5%）、「水質 B」の水浴場は 25 水浴場（全体の約 18%）であり、「水質 C」の水浴場はなかった。

1 瀬戸内海の概況

環境省は、平成 10 年、水質が良好で快適な水浴場を顕彰することにより、①国民の水とのふれあいを通じた水環境の保全に対する理解と協力の促進に資するとともに、②関係自治体等におけるよりよい水浴場の実現への取組を支援することを目的として、「日本の水浴場 55 選」の選定を行ったが、平成 13 年 3 月に、選定基準を見直した上で新たに全国 88 ヶ所の水浴場を、平成 13 年選定「日本の水浴場 88 選」として選定した。さらに、平成 18 年には、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴場を広く普及することを目的として全国 100 ヶ所の水浴場を「快水浴場（かいすいよくじょう）百選」として選定した。このうち総合的な評価の高い 12 ヶ所の水浴場を特選として選定した。「快水浴場百選」は都道府県から推薦のあった 191 水浴場について、「快適水浴場検討会」（座長：松尾友矩 東洋大学教授）において、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊か」という水辺に係る新たな評価軸に基づき選定したものである。

瀬戸内海沿岸で選定された「快水浴場百選」は表 1-17 に示す 17 ヶ所である。

表 1-16 水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は3mg/L 以下)	全透 (水深1m 以上)
	水質 A 100個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は3mg/L 以下)	全透 (水深1m 以上)
可	水質 B 400個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	水深1m 未満～50cm 以上
	水質 C 1,000個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	水深1m 未満～50cm 以上
不適	1,000個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満※

注) 1. 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度（※の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

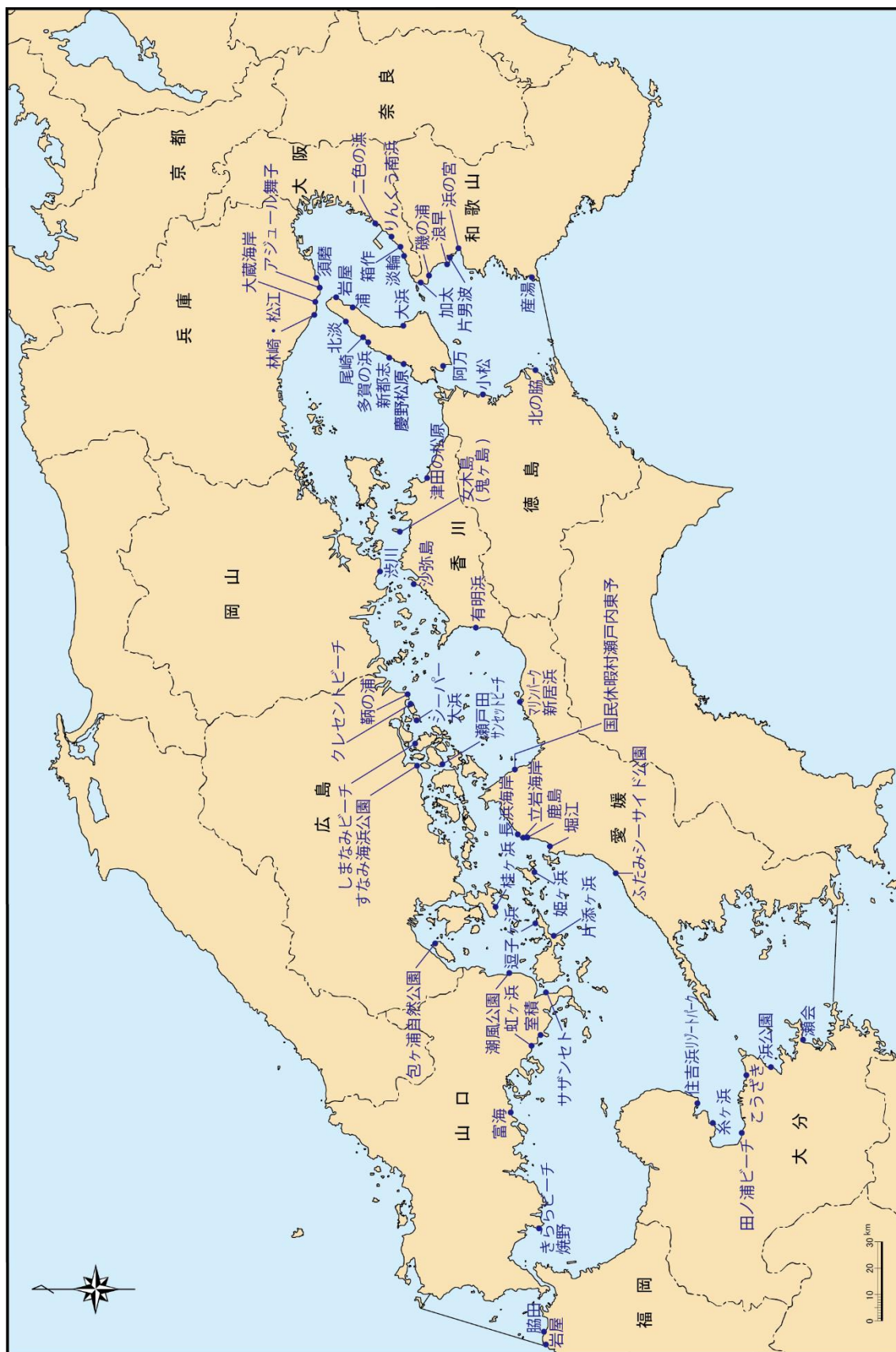
2. 判定基準については、以下のとおりである。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。

(2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
- ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
- ・これら以外のものを「水質 C」とする。

1 瀬戸内海の概況



注) 平成30年度の利用者が1万人以上の水浴場のみ図示した。

出典: 「水浴場水質調査結果」(環境省、令和元年7月)より作成

図1-17 瀬戸内海的主要海水浴場の位置図

1 瀬戸内海の概況

表 1-17 平成 18 年選定「日本の快水浴場百選」に選定された瀬戸内海沿岸域の水浴場一覧

水浴場名 都道府県／市町村名	水浴場名の特徴
浦県民サンビーチ 兵庫県／淡路市	大阪湾を一望でき、天気の良い日には、紀伊水道に浮かぶ島々が蜃気楼による浮島として眺められ、遠くは関西空港や神戸空港を離発着する航空機を眺めることもできます。
大浜海水浴場 兵庫県／洲本市	白砂青松と遠浅が海浜の特徴で、ビーチは南北に約750mあり、ゆっくりとくつろぐことができます。また、波もなく穏やかなビーチなので、小さな子供連れの家族も安心して楽しむことができます。
慶野松原海水浴場★ 兵庫県／南あわじ市	白砂青松で知られる延長2.5kmの自然公園である慶野松原には、数万本の松が林立しています。この松原を背後にして広がる海浜から見る瀬戸内海の夕景は、とてもロマンチックな雰囲気を出しています。
浪早ビーチ 和歌山県／和歌山市	和歌山市中心部に近く、目前に美しい和歌浦湾を望み、ビーチには船をモチーフにした遊具やバーベキュー施設などが整備され、子供からお年寄りまで「海」を満喫できます。また、駐車場と海水浴場が隣接していることも、人気の一つとなっています。
片男波海水浴場★ 和歌山県／和歌山市	総延長1,200mの人工海浜で、周辺の文化的・歴史的な景観や、湿地等の環境も好評で、サービス施設も充実しているため、和歌山県内はもとより、京阪神からも年間を通じ、多くの観光客が訪れています。
洪川海水浴場 岡山県／玉野市	瀬戸内海国立公園内に位置し、水質や景観に優れた水浴場です。また、海水浴場開設期間中はサメ防御網、水上バイク進入禁止ブイ、監視船や監視員の配置、看護師の常駐など、安全面にも配慮されています。近隣には海洋博物館、リゾートホテルなどの施設があります。
県民の浜海水浴場 広島県／呉市	豊かな自然に囲まれた長さ400m、幅80mにわたる美しい砂浜と、清らかで良好な水質が特徴です。また「日本の渚・百選」等にも選ばれています。背後地には、100名収容の宿泊施設や天然温泉さらにシーカヤック、プール、体育館、テニスコート、天体観測館などの施設もあります。
片添ヶ浜海水浴場 山口県／大島郡周防大島町	西日本有数の青い海と美しい白砂の水浴場。瀬戸内海国立公園内に位置し、豊かな自然・緑に囲まれた浜辺は総延長約1.2kmにおよぶ。浜辺一帯には、ワシントンヤシやフェニックスの植栽が立ち並び、附帯施設等においても周辺の自然環境とよく調和している。南国をイメージさせる開放的なその景観とゆとりあるスペースは人々に潤いを与え、心身のリフレッシュや憩いの場としても役立っている。
室積海水浴場 山口県／光市	白砂青松の続く美しい自然海岸で、「日本の白砂青松100選」や「日本の渚・百選」など数多くの選定を受けています。
虹ヶ浜海水浴場 山口県／光市	瀬戸内海国立公園に位置し、2.4kmに渡って白砂青松の続く美しい自然海岸で、「日本の白砂青松100選」や「日本の渚・百選」などの選定を受けています。海浜は、広々とした遠浅のビーチで、砂も細かく、水質も良好であるため、子供も安心して海水浴を楽しめます。
女木島海水浴場 香川県／高松市	瀬戸内海国立公園内に位置する周囲約9kmの小島にあります。浜辺の対岸には、高松市の新しいベイエリアである「サンポート高松」や、源平古戦場である「屋島」が一望でき、水質はもちろんのこと、景観にも優れた海水浴場です。
沙弥島海水浴場 香川県／坂出市	瀬戸大橋のたもとの「万葉の島・沙弥島」に位置し、自然美と近代美がマッチしたビューポイントにもなっています。また、「瀬戸大橋記念公園」や「香川県立東山魁夷せとうち美術館」とともに、歴史的遺産や瀬戸内の文化・自然に囲まれています。
本島泊海水浴場★ 香川県／丸亀市	青い海と白い砂浜の本島は、沿岸すべてが海水浴場であると言われてます。泊海水浴場からは、対岸の牛島を望み、周辺海域の多島美が映える風景が広がっています。朝日から夕日までのダイナミックな風景の変化と星空の美しさも特筆されます。
松原海水浴場 愛媛県／越智郡上島町	瀬戸内海国立公園内に位置し、愛媛県指定名勝地である「法王ヶ原」（通称松原）を控えた、白砂青松の波静かな景勝の地にある自然浜の海水浴場です。また、松原ではキャンプもでき、快適なアウトドアライフも楽しめます。
奈多・狩宿海水浴場 大分県／杵築市	南北2kmにおよぶ青い海辺に広がる白いビーチと、見事な枝ぶりを誇らしげに見せる老松の雄々しい姿の景観は、「日本の白砂青松100選」に選定されています。
黒島海水浴場 大分県／臼杵市	日豊海岸国定公園内に指定された、臼杵湾内に位置する海水浴場です。海浜は清らかな砂浜・水辺が広がっており、海水浴だけでなく、海釣りやカヌーも楽しめます。
瀬会海水浴場 大分県／佐伯市	良好な水質の海水浴場です。海浜は決して広くはありませんが、背後には、レストランやログハウス等のキャンプ施設のほか、天体観測ができる「天海展望台」、シーサイドプロムナード、磯の生物観察ができる「タイドプール」など様々な施設整備がされており、家族連れにも人気の海水浴場です。

注) ★は、特に優れた水浴場として特選に選ばれたことを示す。

出典：平成 18 年選定「日本の快水浴場百選」（環境省記者発表、平成 18 年 5 月 10 日）